

企業進出・事業拡大をされるソフト系企業の方へ

**ソフト産業家賃等補助金**

補助要件	対象者	家賃等を支払って新規に立地される認定企業で、次の要件を満たすもの
	対象業種	①コールセンター業 ②データセンター業 ③デジタルコンテンツ業 ④ソフトウェア業 ⑤情報処理・提供サービス業 ⑥インターネット附随サービス業 ⑦シェアードサービス業 ⑧その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める業種
補助内容	新規雇用員	20人以上
	補助額	家賃の1/2以内（但し、5,000円/月・坪以内）
	補助限度額	2,000万円/年 （但し、コールセンター業で大規模な雇用が見込まれる場合は、雇用人数に応じて、補助限度額を引き上げます。）
	補助期間	5年間

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

## 企業立地

G - 02

拠点工業団地へ進出される方へ

## 拠点工業団地立地促進補助金

区分		団地名	石見臨空 ファクトリーパーク	ソフトビジネスパーク 島根	江津工業団地
対象者		各拠点工業団地に立地される企業等で、次の要件を満たすもの			
(補助 要件)	対象業種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、製造業支援サービス業、電気、ガス、運輸・通信業、知事が認める業種	研究開発型企业、ソフト産業、試験研究機関、人材育成機関、不動産賃貸業、知事が認める業種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、その他知事が認める業種	
	用地取得面積	1,000㎡以上			
	操業開始時期	土地売買契約締結後3年以内			
	新規雇用従業員	土地売買契約届等の受理日から新規雇用従業員が5人以上			
補助内容		用地取得代金の20%	用地取得代金の15%	用地取得代金の20%	

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp

工業団地へ進出される方へ

**オーダーメイド貸工場家賃等補助金**

オーダーメイド貸工場に入居する場合の家賃補助

①補助要件	対象団地	石見臨空ファクトリーパーク、波根地区工業団地、江津地域拠点工業団地、藤が丘企業団地、阿井工業団地、広石工業団地、斐川中央工業団地
	対象企業	土地の取得または有償リースにより、新たに建設する貸工場（公設は除く）に立地する企業
	対象業種	製造業、自然科学研究所、運輸業、製造業支援サービス※ （※製造業支援サービス：機械等修理業、自動車整備業、クリーニング業など）
	雇用要件	新規雇用従業員5人以上
②補助対象	貸工場の家賃（定額の共益費を含む）	
③補助金額	補助額	貸工場の家賃相当額×補助率（1/2）
	補助対象限度額	建物1平方メートル当たり1,500円（1ヶ月）
④対象期間	5年間	

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

## 企業立地

G - 04

企業進出・事業拡大（県内の既存企業の方も対象）される方へ

## 企業立地促進助成金

## ● 対象者・事業内容

新たな本県への進出や事業拡大での設備増設（県内既存企業の方も含みます）等をされる企業で、一定の要件を満たす場合、「島根県企業立地促進条例」第4条の規定に基づき、その立地計画を認定します。操業開始後、3年以内に要件を満たされれば、企業立地促進助成金を交付します。

なお、具体的な要件等は次のとおりです。

企業立地促進助成金（島根県企業立地促進条例により立地計画の認定を受けた企業が対象です。）

対象業種	条例認定要件		助成金支給要件		助成割合	
	投下固定資本額	増加雇用従業員数	増加固定資本額	増加雇用従業員数	増加雇用従業員数	A
製造業 指定誘導業種	3億円以上	10人以上	3億円以上	10人以上	10人以上 うち技術者・研究者 10人以上	15%
					10人以上 うち技術者・研究者 10人以上	20%
	1億円以上	5人以上	1億円以上	5人以上	5人以上	15%
					5人以上 うち技術者・研究者 5人以上	20%
新産業創出プロジェクト	1億円以上	5人以上	1億円以上	5人以上	5人以上 うち技術者・研究者 5人以上	20%
自然科学研究所	1億円以上	5人以上	1億円以上	5人以上	5人以上	20%
					10人以上	25%
ソフト産業	-	10人以上 (うち常用 従業員5人 以上)	1千万円以上	10人以上 (うち常用 従業員5人 以上)	10人～19人 20人以上	20%
ソフト系IT産業 【特例分】 別記(P.138)参照	(県内既存)	-	5人以上	-	5人以上	-
	(県外・新規)	-	3人以上	-	3人以上	-
立地の区分						助成割合 B
新設	県内に新たに事業所を設置する場合 (土地・建物はリースで、償却資産のみ取得する場合の新規立地を含む。)					10/10
増設	①事業所用地（公的工業団地）を取得し、建物を新增築（生産施設面積の増）する場合					1/2 ※
	②事業所用地（公的工業団地以外）を取得し、建物を新增築（生産施設面積の増）する場合					
	③既存敷地内で、建物を新增築（生産施設面積の増）をする場合					
	④償却資産の増のみの場合					特例企業 1/2 ※
					上記以外	1/4 ※

※ H25年度は製造業に限り10/10

- 投資助成額（限度額7億円、ただし30人以上の雇用増があり、別に定める要件に合致する場合は5億円までの上乘せがあります。）

算定式：増加固定資本額×助成割合 A ×助成割合 B =助成額

- 雇用助成額（限度額3億円）

増加雇用従業員数1人当たり100万円

ただし、次の場合には1人当たり50万円とする。

○ソフト産業において対象とする1年以上の契約社員の増

○ソフト系IT産業においての対象とする常用従業員の増

なお、ソフト産業の中のコールセンター業及び特例企業は対象から除外する。

（注1）「指定誘導業種」は、以下に掲げる業種をいいます。

輸送用機械関連	自動車・造船・航空機器関連と、それを支えるプラスチック・ゴム・アルミニウム・特殊化学製品などの様々な素材による製品及び部品加工や金型製造等
工作機械関連	NC工作機械、マシニングセンター等の工作機械と、それを支える部品加工及び鉄工等
健康・福祉機器関連	健康食品、医療品、医療器械等
情報家電関連	ディスプレイ、半導体等の電子部品関連と、それを支える化学素材等の電子材料、精密機械加工や金型製造等
ロボット関連	産業用・エンターテインメント用ロボット関連と、それを支える機械技術、エレクトロニクス技術、材料技術、情報通信技術等
環境・エネルギー機器関連	新エネルギー供給や省エネルギー製品、省エネ素材、部品あるいは環境技術・装置等
燃料電池関連	燃料電池自動車・定置用燃料電池関連と、それを支える化学、金属などの素材・部品関連

（注2）「特例企業」は、指定誘導業種のうち、資本金3億円以下かつ常用従業員300人以下の中小企業者をいいます。（みなし大企業は除きます）

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp

県内工場へ設備投資される方へ

**立地企業生産拠点化支援補助金**

## ● 事業内容

国内工場の集約化の流れがある中で、県内工場の生産拠点化等を目的に設備投資する場合に、雇用の維持を条件にその設備投資を支援。

## ① 補助条件

対象企業	・ 他県に工場を有する企業のうち、常用従業員 50 名以上を雇用し、島根県内に立地後 10 年を経過する企業。
投資要件	・ 3 億円以上の設備投資 ※ 県内立地後 10 年未満の企業においても、当該設備投資により県内工場の設備簿価がグループ全体の 1 / 3 以上となる場合は本制度の対象とする。
雇用要件	・ 補助金交付申請の際の雇用者数が、事業開始の雇用者数を下回らないこと。

## ② 補助金額

- ・ 補助額 = 投資額 × 補助率 (10%)
- ・ 限度額 : 5 億円

## ③ 適用期間 : H23. 4. 1 ~ 26. 3.31

- ・ この間に補助事業開始届を提出したものを対象とする。

## ④ 補助対象期間

- ・ 上記届受理日から 2 年間

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp

新規に県内へ進出又は県内で事業拡大されるソフト系 IT 企業の方へ

## ソフト系IT産業[特例分]補助金

## ■県内既存ソフト系 IT 企業の増設に対する助成

補助対象	県内既存企業が、新しい技術やビジネスモデルにより事業を拡大する場合で、知事が特に認めたもの
業種	ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業
補助期件	増加雇用5人以上（常用従業員に限る）

企業立地 促進助成金	項目	内容
	補助額	増加常用従業員1人当たり50万円

## ■県外からの新規立地または県内での新規創業に対する助成

補助対象	次のいずれかに該当し、知事が特に認めたもの ①県外で事業活動する企業が県内に新規立地する場合 ②技術やビジネスモデルに優れる企業を県内で創業する場合
業種	ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業
補助要件	増加雇用3人以上（常用従業員に限る）

企業立地 促進助成金	項目	内容
	補助額	増加常用従業員1人当たり50万円

ソフト産業 家賃補助	項目		内容
	補助要件	補助期間	平成26年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して、8年間補助
	補助内容	補助額 補助限度額	家賃の1/2以内（但し、5千円/月・坪以内） 1,000万円/年

ソフト系IT産業 航空運賃補助	項目		内容
	補助要件	補助期間	平成26年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して、5年間補助
		補助対象	発着のいずれかが県内空港又は米子空港で、業務に利用する航空機の運賃
補助内容	補助額 補助限度額	航空運賃の1/2以内 100万円/年	

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

## 企業誘致・工場建設

原子力発電施設が設置されている市町村への進出企業の方へ

## 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

(補助要件)	対象者	事業所を新設又は増設される企業で、次の要件を満たすもの	
	立地場所	松江市（旧：東出雲町を除く）	
	電気料金	支払を終えていること 4月～9月までに支払われる電気料金 10月～翌年3月までに支払われる電気料金	9月頃募集 3月頃募集
	企業立地	[新設] 電力会社との受給契約に基づき電気の供給が開始されていること [増設] 電力会社との変更契約等に基づき契約電力が増加していること	
	増加雇用者数	雇用保険の一般被保険者（常勤）が3人以上増加すること	
	補助期間	初回申請より8年間（但し、半年毎に手続きが必要）	
	補助内容 (補助額・補助限度額)	<p>(1) 補助額 = 実支払電気料金 × <math>\frac{1}{2}</math> (松江市の補助金を含む)</p> <p>(2) 特例加算 (1) とは別に、次の要件をすべて満たす場合には交付額の加算があります。</p> <p>① 業種が製造業又は自治体で支援制度を整備している業種であること。 ② 新たな投資額が500万円（増設は250万円）以上であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>加算額 = 新規雇用人数 × 30万円</p> </div> <p>※ (1) と (2) を合計した額が実支払電気料金を越える場合の上限は実支払電気料金となります。</p>	

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp  
 松江市役所（第4別館2階）産業経済部 企業立地課  
 TEL 0852-55-5216 FAX 0852-55-5553

市町村等に対する補助

## Ruby 導入促進支援事業

- 事業内容  
市町村等の公用及び公益事業の用に供するシステムでの、Ruby による開発を促進することで、県内企業の開発実績を蓄積し競争力を強化することを目的として、Ruby を用いたシステム開発にかかる経費を助成します。
- 対象者  
県内の市町村、県内に主たる事業所を有する公益社団法人及び公益財団法人を原則とします。(公益法人から自動的に移行した特例民法法人も含まれます。)
- 募集事業の条件
  - (1) 公用及び公益事業の用に供するシステム
  - (2) Ruby を用いた部分の開発費が他の言語による開発費より多いシステム
  - (3) Ruby の導入により、当該地域における Ruby の普及効果が期待できるもの
  - (4) 県内に事業所を有している企業が県内で開発するもの
  - (5) システム開発が当該年度で完了するもの
- 対象となる経費  
Ruby を用いたシステムの開発に係る経費のみを対象とします。ハードウェア整備、ネットワーク調達経費などは対象となりません。
- 補助率等
  - (1) 補助率 対象経費の1/2以内
  - (2) 補助期間 平成25年度(単年度)
  - (3) 助成限度額 50万円以上、500万円以下

### お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 情報産業振興室  
TEL 0852-22-6394 FAX 0852-22-6080  
ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/itsangyo/>

## 観光

G - 09

地域観光を牽引する新たな観光ビジネスモデルの確立や観光商品等の開発に

**島根県観光事業者等支援助成金**

## ● 事業内容

新たな観光客の誘致や観光需要の掘り起こしにつながるビジネスモデルの確立や、観光資源の開発、付加価値付与を計画している民間事業者に対し、事業展開のための経費の一部を支援します。

## ● 対象者

県内に事業所を有する企業、団体（数社の企業の協力による事業）等

## ● 対象事業

## (1) 対象期間

交付決定日から 12 ヶ月以内

## (2) 補助対象事業

①観光客の増加や観光客の周遊の向上などに資するもの

②地域の観光資源や観光客へのサービスなどの付加価値を向上させるもの

③閑散期対策や新たな観光需要を掘り起こす取組

※周辺観光エリアへの波及効果や継続性などを審査します。

## ● 対象経費

謝金及び費用弁償、職員の給与等を除く人件費（直接従事する時間のみ）委託費、印刷製本、使用料及び賃借料、通信運搬費、施設設備の改装費、広告宣伝費、その他必要と認められる経費

## ● 補助率等

補助対象経費の 1 / 2 以内

補助上限 2,000 千円 ※予算の範囲内。

## お問い合わせ

公益社団法人島根県観光連盟 総務企画課  
TEL 0852-22-6781 (直通)  
FAX 0852-22-5580